

# 令和8年度（2026年度）札幌市障害福祉サービス事業所管理者等研修 企画運営業務企画競争契約候補者選定指針

## 1 目的

この指針は、障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会設置要綱（平成29年6月9日保健福祉局長決裁。）第1条の規定に基づき、札幌市が実施する令和8年度（2026年度）札幌市障害福祉サービス事業所管理者等研修企画運営業務を委託する契約候補者の選定に関する事項を定めるものとする。

## 2 選定手順

### (1) 一次審査（書面①）

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。なお、企画提案者が4者以下の場合は一次審査を省略する。

### (2) 二次審査（書面②）

上記(1)の評点に基づき、上位4者の企画提案者に対する二次審査を実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

### (3) 契約候補者の選定

上記(2)の評点に基づき、契約候補者を選定する。

## 3 評価方法

障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の委員により、本業務にかかる「提案説明書」、「仕様書」及び本指針に基づき、企画提案書等の内容を審査し、採点を行う。

### (1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

### (2) 採点

1つの企画提案につき、実施委員会の各委員が評価基準表の3項目について100点満点で採点し、各委員の採点の合計を評点とする。

なお、各項目の採点基準は下表のとおりとする。

| 採点基準    | 点数（15点満点の項目） | 点数（10点満点の項目） | 点数（5点満点の項目） |
|---------|--------------|--------------|-------------|
| 特に優れている | 15点          | 10点          | 5点          |
| 優れている   | 12点          | 8点           | 4点          |
| 普通      | 9点           | 6点           | 3点          |
| やや不十分   | 6点           | 4点           | 2点          |
| 不十分     | 3点           | 2点           | 1点          |

### (3) 最低基準点

評定の満点（100点×委員数）の60%を最低基準点とする。

## 4 契約候補者の選定について

### (1) 契約候補者の選定

評点が最低基準点以上の者のうち、最も高い評点を得た者を契約候補者として選定する。

### (2) 同点の場合

原則として評価基準表の項目「2 研修内容の評価」の合計点が最も高い者を、契約候補者として選定する。

なお、上記項目の合計点についても同点である場合には実施委員会で協議の

- 上、契約候補者を選定する。
- (3) 二次審査における企画提案者が1者のみであった場合  
評点が最低基準点以上であった場合には契約候補者として選定する。